

平成28年

第2回市議会定例会 議案第13号

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部改正について

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

平成28年6月13日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5
年函館市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2西桔梗南地区地区整備計画区域沿道業務地区の項第9号、同
表桔梗南第2地区地区整備計画区域沿道業務A地区の項第3号、同表函
館駅周辺地区地区整備計画区域交通拠点B地区の項および同表石川北第
3地区地区整備計画区域沿道業務地区の項第4号中「もしくは観覧場」
の後ろに「、ナイトクラブもしくは令第130条の9の2に規定する用
途」を加える。

附 則

この条例は、函館圏都市計画西桔梗南地区地区計画、函館圏都市計画
桔梗南第2地区地区計画、函館圏都市計画函館駅周辺地区地区計画およ
び函館圏都市計画石川北第3地区地区計画の変更に係る都市計画法（昭
和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20
条第1項の規定による告示があった日から施行する。

(提案理由)

地区計画の区域内の一部の準工業地域内において一定の用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えることにより建築を制限する建築物の床面積の対象にナイトクラブ等の用途に供する部分の床面積を加えることとするため